

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 割引手形の会計処理

**Q** : 割引手形の会計処理が変わったようですが、どう変わったのでしょうか。

**A** : 手形の割引は手形の売却として取り扱うことになり、割引料は手形売却損として計上することになります。

### 【解説】

平成13年3月期決算から、金融商品に係る新会計基準が適用となります。

この会計基準のなかで、受取手形の割引については、手形の売却として取り扱うことが明らかにされています。

また、これまでは、割引料について支払利息の一種として認識してきましたが、新会計基準によると、手形を売却したことによる手形券面額と受取金額との差額であり、「手形売却損」という科目で表示することになります。

ただし、税務上、その損金算入時期については特に規定されていませんから、これまでの実務慣行により「支払利息に準じて満期日までの期間に応じた損金算入」も、「売却損として一時の損金算入」も、それぞれ認められるものと思われます。

ちなみに、中小企業では、新会計基準の導入が義務づけられてはいません。けれども、金融機関等外部の第三者に決算書を提出する機会も決して少なくないことなどを考えると、すべての会社が新しい会計基準を採用した方がよいでしょう。

